

# 登園届(医師記入用)

主治医様

ご多忙中のところ誠に恐縮ではございますが、本園の園児の登園許可を頂きたく、ご記入のほどをよろしくお願い致します。

専念寺学園 園長 藤田慈孝

※ この枠の中は保護者の方が記入してください。

専念寺学園 園長殿

クラス( ) 園児名( ) 男・女  
生年月日( ) 生まれ )

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。感染症の集団での発症や流行を防ぐことで、子ども達が1日快適に過ごすことができるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

令和 年 月 日に以下の感染症と診断されましたが

令和 年 月 日から登園に差し支えないことを証明します。

該当するものに○印をつけてください。

病名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過してから
風疹(3日はしか)	発疹が消失してから
インフルエンザ A・B ※どちらかに○印をつけてください	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで (発症日を0日と考える)
新型コロナウイルス感染症	「発症の翌日から5日間」で、なおかつ「症状が軽くなってから1日経過するまで」
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫れが出た後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消失し、2日経過してから
流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療終了まで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26 など)	症状が始まり、かつ、抗菌薬による有効な治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで

※ 本書は、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成30年3月)を参考に感染症によるこども園の出席停止について作成したものです

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

## 新型コロナウイルス感染症の登園・登校の条件（療養期間）

発症した後 5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1日を経過するまで

- 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳、鼻水や息苦しさ等）が改善傾向にある状態のことです。
- 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から計算します。
- 無症状の感染者に対する出席停止の期間については、検査を採取した日から5日を経過するまでが基準となります。
- 登園・登校停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されておりません。



## インフルエンザの登園・登校の条件（療養期間）

発症した後 5日を経過し、かつ、熱が下がってから3日経ていること

- 初めて発熱があった日を発症日とします。発症した日を0日とし、発症した翌日から1日2日と数えます。発熱した日と熱が下がった日は発熱期間に含まれます。
- 一旦熱が下がった後、再度発熱した場合は最後に熱が下がった日までを発熱期間とします。
- 無症状の感染者に対する出席停止の期間については、検査を採取した日から5日を経過するまでが基準となります。
- 登園・登校停止の期間を短縮することは、インフルエンザにおいては、基本的に想定されておりません。

例	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合									
発症後2日目に解熱した場合									
発症後3日目に解熱した場合									
発症後4日目に解熱した場合									